

W E G (世界馬術選手権大会)

Kentucky 2010

出場資格取得基準

(2009年5月28日一部変更・変更箇所は黄色で表示)

(※日馬連注：《参加人馬名を伴う申込》とは、参加予定人馬名を記載して行なうエントリーを指す)

【馬場馬術競技】

1. 出場資格取得期間： 開始：2009年1月1日
終了：後日通知－参加人馬名を伴う申込締切日（2010年）

2. 出場資格最低基準－チームおよび個人：2010年FEI世界馬場馬術競技選手権大会への出場資格を取得するには、期間内に人馬のコンビネーションで当該選手と国籍の異なるいずれかのFEI公認国際審判員(5*ジャッジ)から、異なるCDI3*/4*/5*/CDI-WあるいはCDIO競技会において、グランプリ課目で64%以上を2回獲得しなければならない。

(※日馬連注：上記のFEI公認国際審判員は異なる2名である必要がある。-2009年4月15日FEIに確認-)

【障害馬術競技】

第305条 出場資格 (障害馬術選手権競技とオリンピックに関する規程)

1. 馬

馬は9歳以上でなければならない。

2. 選手

選手権大会へは選手が18歳の誕生日を迎える年から出場できる。

3. 能力証明書

選手権大会で完走する能力があると思われる選手と馬のみが参加申し込みできる。この主旨に従い、NFはFEIへ能力証明書を送付しなければならない。(一般規程を参照)。

この能力証明書には**障害馬術競技会**規程に定める必要条件を満たす競技における成績記録を記載するか、あるいは人馬の安全を脅かすことなく、必要とされる水準での経験と能力を有していることを示す証拠を提示しなければならない。

現行規程の付則8に定める出場資格認定基準は厳格に順守しなければならない。

出場資格を得た時の人馬コンビネーションであるか否かに関わらず、チーム監督は選手権大会へ到着した時点で、選手と馬を任意で交代させることができる。第1選手権競技の後にはそれ以上の変更は認められない。

付則8 (障害馬術競技会規程)

オリンピック大会、世界障害馬術選手権大会、大陸障害馬術選手権大会への出場資格認定手順

1. NF はチームまたは個人選手を参加させる意思を、指定期日までに書面にて FEI へ申告しなければならない。

オリンピック大会の場合を除き、選手と馬はコンビネーションで出場資格を取得する必要はない。

2. ヨーロッパ選手権大会、世界選手権大会、パン - アメリカン大会、オリンピック大会、あるいは FEI 障害馬術委員会が承認した他のシニア大陸選手権大会にて団体競技(第 1 走行または第 2 走行)を減点 8 以内で完走した選手と馬は、オリンピック大会、世界選手権大会、大陸選手権大会への出場資格が認定される。世界選手権大会の第 3 競技、あるいはヨーロッパ選手権大会、パン - アメリカン大会、オリンピック大会、もしくは FEI 障害馬術委員会が承認した他のシニア大陸選手権大会の個人決勝競技にて完走した選手と馬も、オリンピック大会、世界選手権大会、大陸選手権大会への出場資格が与えられる。

指定の FEI 屋外ワールドカップ™ 競技会において、2 回の FEI ワールドカップ予選競技で第 1 走行を減点合計 0 で完走した選手と馬は、オリンピック大会、世界選手権大会、大陸選手権大会への出場資格が与えられる。

3. 世界選手権大会とオリンピック大会については、選手と馬は以下のいずれかにしたがって出場資格を得ることができる：

3. 1 選手と馬は、指定の CSI3*屋外競技会にて 2 回のグランプリ競技の第 1 走行を減点 0 で完走していること。

3. 2 選手と馬は、CSI4*屋外競技会にてグランプリ競技の第 1 走行を減点 4 以内で完走していること。

3. 3 選手と馬は、CSI5*屋外競技会にてグランプリ競技の第 1 走行を減点 8 以内で完走していること。

3. 4 選手と馬は、指定の CSIO4*屋外競技会にてネーションズカップ競技の第 1 走行を減点 4 以内で完走するか、あるいは第 2 走行を減点 0 で完走するか、もしくはグランプリ競技の第 1 走行を減点 4 以内で完走していること。

3. 5 選手と馬は、CSIO5*屋外競技会にてネーションズカップ競技の第 1 走行または第 2 走行を減点 8 以内で完走するか、あるいはグランプリ競技の第 1 走行を減点 8 以内で完走していること。

4. 大陸選手権大会については、選手と馬は以下のいずれかに従って出場資格を得ることができる：

4. 1 選手と馬は、指定の CSI3*屋外競技会にてグランプリ競技の第 1 走行を減点 0 で完走していること。

4. 2 選手と馬は、CSI4*または CSI5*屋外競技会にてグランプリ競技の第 1 走行を減点 8 以内で完走していること。

4. 3 選手と馬は、指定の CSIO4*屋外競技会にてネーションズカップ競技の第 1 走行もしくは第 2 走行を減点 4 以内で完走するか、あるいはグランプリ競技の第 1 走行を減点 4 以内で完走していること。

4. 4 選手と馬は、CSIO5*屋外競技会にてネーションズカップ競技の第 1 走行もしくは第 2 走行を減点 8 以内で完走するか、あるいはグランプリ競技の第 1 走行を減点 8 以内で完走していること。

5. 選考は当該競技会が開催される前年の 1 月 1 日から参加人馬名を伴う申込の締切り期日まで、あるいは FEI が指定した期日までに行われる競技会からとする。競技会リストはオリンピック大会または選手権大会の行われる前年に FEI ブリテンに発表される。

6. 指定のネーションズカップ、グランプリ競技、およびワールドカップ予選競技は以下の条件を満たさなければならない：
高さ 1.40m～1.60m までの障害物 12 個以上で構成する。
踏み切り部分を含めて **3.50m** の水濠障害を設けなければならない。幅障害は 1.50m～2.00m（トリプルバーでは 2.20m）の幅がなければならない。高さが 1.60m 以上の垂直障害を 2 個以上、設置しなければならない。
7. CSIO に完全なチームを派遣できない NF は、ネーションズカップ競技に、成績対象外参加選手として個人選手を出場させることが認められる。
8. もし NF が上記の方法で選手の出場資格を得ることが難しいと判断した場合、当該 NF 経費負担による外国人査定代表の派遣を FEI に要請し、FEI 提供のコースプランに示された障害規模で 1 回走行を行う特別競技にて、能力検定を受けなければならない。この走行で減点 8 以内の選手／馬は出場資格ありと見なされる。障害馬術委員会により指名された FEI 外国人査定代表は、能力証明書を発行するにあたり、NF と FEI に対して助言を行う。もし不運にも選手／馬のコンビネーションが減点 8 を超えてしまったものの、走行で素晴らしい技量を示した場合は同外国人代表が類似したコースでの再走行を許可することができる。しかし、2 回目の走行でも減点 8 を超えた場合は出場資格を認定されない。
9. ネーションズカップと CSI3*/4*/5* のグランプリ競技では、コースが指定の大きさに設定されているかを確認する責任を有する外国人審判員が出場資格認定を行う。
10. 選手と馬の能力証明は遅くとも参加人馬名を伴う申込期限か、FEI が指定した期日までに FEI に到着しなければならない。能力証明が届いていない選手および馬は出場が認められない。
11. 本規程の付則と／あるいは障害馬術競技のいずれかの特別規程で直接あるいは間接的に記載されている「成績対象外参加」については、すべて一般規程第 122 条 5 の例外条項に準拠する（ブリテン 6/04）。
12. 外国人査定代表による報告書は事務総長に送付され、同総長はそのコピーを障害馬術委員長へ送るものとする。出場資格が与えられた選手および馬については、FEI が直ちにその所属 NF に通知する。

【 総合馬術競技 】

1. 出場資格取得期間： 開始：2009 年 1 月 1 日
終了：後日通知－参加人馬名を伴う申込締切日（2010 年）
2. 出場資格最低基準－総合馬術競技会規程 2009 年（第 506 条）
2010 年世界総合馬術競技選手権大会に参加するすべての馬と選手は、4 スター総合馬術選手権のための出場資格最低基準を満たさなければならない。

CH4*	出場資格は人馬のコンビネーションで獲得しなければならない。 － 1 つの CCI4* または － 1 つの CCI3* プラス 1 つの CIC3*
------	--

3. 定義

出場資格認定結果：(第 506 条 2) 上記競技において以下に示す最低基準をすべて満たせば、出場資格を獲得できる：

－馬場馬術競技：減点 75 以内。

－クロスカンントリー競技：2009 年以降に実施される国際競技会において、以下に示す成績が必要である。

・ CIC 競技会においては障害減点 0 (2009 年 4 月 15 日)

・ CCI 競技会においては最大で減点 20

走行時間は規定タイムより 90 秒以内の超過であること。4*競技会では 120 秒以内の超過であること；かつ

－障害馬術競技：障害減点は 16 点以内であること。

全ての選手権大会に対して、上記記載事項の例外は認められない。

【 エンデュランス 】

1. 出場資格取得期間： 開始：後日通知－参加人馬名を伴う申込期日の 24 ヶ月前
終了：後日通知－参加人馬名を伴う申込締切日 (2010 年)

2. 出場資格最低基準：(エンデュランス競技会規程第 7 版、第 815 条および第 816 条)
2010 年世界エンデュランス競技選手権大会にチームのメンバーまたは個人選手として参加するためには、選手および馬は出場資格取得期間内に次の出場基準を満たさなければならない：

815.1 自国 NF に正式に認定された者は、14 歳の誕生日を迎える年から、すべてのエンデュランス競技会 (CEI、CEIO および選手権大会) に個人選手あるいはチームメンバーとして参加できる。

815.2.4 CEI 4*、CEIO、選手権大会へ出場する馬は、8 歳以上であること。

815.2.5 妊娠が明らかな馬、つまり妊娠 120 日以上の子馬、あるいは離乳前の仔馬を連れた牝馬は、CEI あるいはこれ以上のレベルのいかなる競技会にも出場させることができない。

815.2.6 年齢については、出場資格が要求されている当該競技会開催日時点での年齢を勘案し、パスポートに記載された信頼性のある登録あるいは獣医師による意見書のいずれかにより確認しなければならない。北半球では誕生日を 1 月 1 日とし、南半球では 8 月 1 日とする。

816.3.8 馬は、第 816 条に準じた資格取得プロセスを経て、資格証明書が求められている大会の距離に至るまで、段階的に資格を得ていかななければならない。

816.3.9 馬は 2*以上の CEI 競技会を最低限 3 回完走していなければならない。

816.3.10 これら 3 回の CEI 競技会のうち最低限 1 回は、4 スター選手権と同じ距離、最低平均速度 (時速 13km)、制限時間のものでなければならない。対象期間については、選手権大会の参加人馬名を伴う申込締切日から遡って 24 ヶ月を起点とする。対象期間最終日は、参加人馬名を伴う申込締切日が競技から遡って 60 日より早い日に設定された場合には参加人馬名を伴う申込締切日を、また参加人馬名を伴う

申込締切日が競技から遡って 60 日より後に設定された場合には競技から遡って 60 日とする。また、選手権 (WEG) 参加予定選手とのコンビネーションで参加していなければならない。

816.3.11 選手は、第 816 条に準じた資格取得プロセスを経て、資格証明書が求められている大会の距離に至るまで、段階的に資格を得ていかななければならない。

816.3.12 選手は 2*以上の CEI 競技会を最低限 5 回完走していなければならない。

816.3.13 これら 5 回の CEI 競技会のうち最低限 1 回は、4 スター選手権と同じ距離、最低平均速度 (時速 13km)、制限時間のものでなければならない。対象期間については、選手権大会の参加人馬名を伴う申込締切日から遡って 24 ヶ月を起点とする。対象期間最終日は、参加人馬名を伴う申込締切日が競技から遡って 60 日より早い日に設定された場合には参加人馬名を伴う申込締切日、また参加人馬名を伴う申込締切日が競技から遡って 60 日より後に設定された場合には競技から遡って 60 日とする。また、選手権 (WEG) 参加予定馬とのコンビネーションで参加していなければならない。

816.3.14 出場資格認定記録とその証明: 選手/馬の成績を必要に応じて FEI データベースへ入力、あるいはパスポートに記載するため、承認記録の提出が必要である。しかしその内容の証明については、あくまでも各 NF が最終的な責任を負う。

3. チームおよび個人:

選手権大会においては出場資格を得た個人選手とチームに以下を適用する。

817.4.1 チーム: NF が 3 名もしくはそれ以上の選手を出場させる場合は、最大 4 名までの選手でチームを構成するが、彼等は同時に個人選手としても順位/褒章の対象となる。

817.4.2 個人: NF が 3 名未満の選手を出場させる場合は、チームとしてではなく個人成績としてのみ記録され、順位/褒章の対象となる。

817.4.3 選手権大会の開催に必要なチーム数については、一般規程第 108 条を適用する。

【 レイニング 】

1. 出場資格取得期間: 開始: 2009 年 1 月 1 日

終了: 後日通知 - 参加人馬名を伴う申込締切日 (2010 年)

2. 出場資格最低基準: 2010 年世界レイニング競技選手権大会で、チームのメンバーまたは個人選手として競技に参加するためには、選手は出場資格取得期間内に異なる 2 つの CRI においてアベレージ 68 以上の得点を獲得しなければならない。

3. チーム: 2010 年世界レイニング競技選手権大会にチームを送ろうとする NF は、出場資格取得期間内に当該国 (自国) で、最低限 2 回の CRI を開催しなければならない。

4. 個人: 上記に規定するチーム競技のための 3 人以上の選手を有しない NF は、上記の出場資格最低基準を満たした 1 人または 2 人の個人選手を出場させることができる。

ワイルドカード：レイニング競技がまだ確立されていない国の馬術連盟に所属している選手については、FEI レイニング委員会が当該選手をワイルドカードの発行に値する選手であり、それが公正であり、このスポーツの発展に寄与するものであるとの見解に達した場合は、ワイルドカードが割り当てられる場合がある。出場資格最低基準は上記に準ずる。

【 パラエクストリアン－馬場馬術競技 】

1. **出場資格取得期間：** 開始：2008年9月1日
終了：後日通知－参加人馬名を伴う申込締切日（2010年）
2. **出場資格取得競技会：** パラリンピック大会 2008（香港）を含むあらゆる CPEDI3*
または 4*競技会。
3. **出場資格取得得点：** すべての選手：チームテスト（課目）または個人選手権テスト（課目）で 60%以上。
4. **審判員：** 異なる国籍の3人以上の FEI 公認国際または国際 PE 審判員。